

中小企業開業支援事業 FAQ

1 補助金の応募要件等について

	質 問	回 答
1	対象となる、創業間もない中小企業者等の「創業間もない」とは何を指していますか。また中小企業者等とは何を含みますか。	「創業間もない」とは、平成 22 年 4 月 1 日以降に個人開業や法人等設立をされた事を指します。「中小企業者等」とは、個人開業又は法人等(株式会社、合同会社(LLC)、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社、企業組合、協業組合)を指します。社会福祉法人、NPO 法人、公益法人等のいわゆる「非営利法人」は対象となりません。
2	対象となる「創業する者(創業予定者)」とは、何を指していますか。	補助事業期間完了日までに、個人開業又は法人等(上記 1-1 に記載)の設立を行い、その代表となる者を指します。
3	応募時点では、まだ創業していないのですが、対象となりますか。	対象となりますが、補助事業期間完了日までに、個人開業又は法人等(上記 1-1 に記載)を設立する事が条件となります。
4	個人事業主として創業した場合、創業を証明する書類は何が必要ですか。	創業が確認出来る書類として、税務署受付印のある開業届の写し(電子申請の場合は「メール詳細(受信通知)」画面(印刷要)を受付印の代用として可)の提出が必要です。
5	企業組合の構成事業所ですが申請できますか。	企業組合の構成事業所は一企業と認めております。決算書は、企業組合から構成事業所の内訳をもらって下さい。
6	府内に複数の事業所がありますが、事業所ごとに申請できますか。	申請は、企業単位になります。 府内に複数の事業所を有する場合は、企業全体で一つの申請としてください。
7	既に他府県で本社を構えており、これから京都府内に事業所を開設する予定ですが、対象となりますか。	本社の設立が平成22年4月1日以降であり、且つ補助対象期間中に京都府内に事業所を開設し、その事業所を登記した場合は対象となります。但し、導入した設備を府内の事業所に設置する必要があります。
8	府や国等が実施する、他の公的な補助金・助成金等の採択者や応募者(審査中含む)は、本補助金にも申請できますか。	他の補助金の補助対象物とその費用を明確に区分することができる場合は、申請することが可能です。(提出書類に併願内容について記載ください) 但し異なる事業計画であっても、応募要領の別表 5 に記載の補助事業については、本補助金との重複適用が出来ません。また、その他の補助金等において併給や併願が認められているかどうかは、当該補助金等の実施団体に事前確認をお願いします。
9	個人事業主ですが、補助対象期間中に法人成りしても、補助事業は継続できますか。	「個人開業・法人等設立届出」を提出することで、補助事業を継続することができます。

10	平成 22 年 4 月 1 日以降に法人成りをしましたが、法人としての申請は可能ですか。	法人成りをされる前の、個人事業の開業日が平成 22 年 4 月 1 日以前の場合は、応募出来ません。確認書類として、交付申請時に履歴事項全部証明書と併せて、個人事業の開業届も提出していただきます。
11	応募してから採択されるまでの間に、創業(開業届提出又は法人等設立又は法人成り)した場合も、対象となりますか。	対象となります。但し、その事実が完了した時点で、「個人開業・法人等設立届出」に、証明書類(開業届の写し又は履歴事項全部証明書)を添付して提出して頂きます。
12	現在個人事業主ですが、現在の事業は廃業し、全く異なる事業で個人開業する予定ですが、対象となりますか。	現在の事業を廃業し、全く異なる事業を新たに開業されるのであれば対象となります。また、全く異なる事業で法人を設立される場合は、個人事業は廃業されなくても対象となります。
13	平成 22 年 4 月 1 日以前に開業した後休業期間があり、本年 4 月 1 日に同じ事業を再開しましたが、対象となりますか。	対象とはなりません。開業された日が、平成 22 年 4 月 1 日以降の場合は対象となります。
14	平成 10 年に先代が創業した八百屋を、平成 23 年にそのまま引き継ぎ(先代経営者が廃業届、当代経営者が開業届を提出)しましたが、対象となりますか。	同じ事業又は単なる延長であることから平成 10 年の創業とみなされるため、対象とはなりません。
15	既存企業の社長が、別事業を新たに起こす場合は、対象となりますか。	既存企業の社長が、個人開業又は別法人を設立する場合は対象となります。但し、その場合でも既存企業と同じ事業又は単なる延長であると見なされる場合は対象とならない事もあります。 また、この場合の申込みは個人名となります。
16	新規に就農予定ですが、この補助金に申請できますか。	この補助金は、商工業の中小企業者の開業支援を想定していますので、新規に就農される場合は農業関係施策の活用をご検討ください。但し、現在農業を営んでいる方で新たに別法人を設立するなどして、製造業、サービス業、小売業等を始めようとする場合は申請できます。

2 補助対象事業について

	質 問	回 答
1	大阪が本社で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するのですが、申請できますか。	京都府内に事業所があり事業をされていれば申請可能ですが、本社の設立が平成22年4月1日以降である事及び、導入した設備が府内の事業所に設置される必要があります。

3 補助対象(経費)認定要件について

	質 問	回 答
1	補助金交付決定前に事業を着手することはできますか。	創業済(開業届提出済又は法人等設立済)の場合は、事前着手届を提出することで補助金交付決定前に事業を着手することはできますが、その場合でも、契約行為、発注等は事前着手日(平成27年4月1日まで遡る事は可)以降のものが対象となります。対して、交付申請後に創業する(創業予定者の)場合は、創業日(個人開業又は法人等設立日)以降を開始日とする事前着手届を提出することで、補助金交付決定前に事業を着手する事ができます。
2	創業予定者ですが、個人開業又は法人等設立前に支払(決済)済の経費は対象になりますか。	創業予定者については、個人開業又は法人等設立後に発生した経費のみが対象となります。
3	補助対象期間内に納入された設備の代金を、平成28年4月1日に支払(決済)していますが、補助対象となりますか。	補助対象になりません。 支払いは、全て補助対象期間内(期間終了の平成28年3月31日まで)に全額完了していただく必要があります。なお、手形の決済(口座引落)についても、この期間内に全額完了する事がが必要です。(単なる全額の振出行為のみは対象外となります。)
4	資金調達については、条件がありますか。	特にありません。自己資金のみでも、外部調達でも構いません。

4 補助対象経費について

	質 問	回 答
1	事業着手又は補助金交付前から継続している賃借料や設備リース代は対象になりますか。	原則、補助金交付決定日又は事前着手日以降に契約したものを、補助金対象期間内に支払(決済)った金額(賃貸借の場合は保証金等、設備リースの場合は金利・固定資産税相当額・保険料・手数料等を除く)が補助対象となります。
2	補助対象となる土地・建物の賃借料について、補助対象期間の制限はありますか。	当該設備投資の着工から設置・稼動までの、補助対象期間中に限る賃借料の支払が補助対象経費となります。 リース契約や割賦契約等の場合、設備の購入費に関する補助対象期間と、賃借料に関する補助対象期間が異なる場合がありますのでご注意ください。
3	建物を購入しましたが、一階は事務所や店舗として使用し、二階より上階を居住用としています。この場合に、支払った費用は全額補助対象になりますか。	住居と兼用の設備については、補助対象事業の専用部分のみが対象経費となります。その為補助事業の専用部分のみの経費が明確に分かるものを提出して頂く必要があります。

4	設備の購入費で、対象となる基準にはどういう場合がありますか。	1点あたりの購入費が3万円(税抜)以上のものが対象となります。 また自前で組み立て等をした場合(人件費は対象外)で、総額が10万円を超えるようなものであっても、部品等の購入費が1点あたり3万円(税抜)以下のものである場合は対象とはなりません。(注:金額の判断は「税抜」に注意して下さい。)
5	総務人事、一般事務等の間接的業務に要する費用(事務機器や経理財務ソフト、総務システム等)は対象となりますか。	使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費のみが対象となります。例えば、携帯電話やパソコン・プリンター等の汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できないものは対象外となります。
6	事前着手届を提出した場合は、開業届の提出前に発生した経費も対象となりますか。	対象とはなりません。開業届(開業日)を提出後に発生した経費のみが対象となります。
7	交付決定前に見積書を取得しても構いませんか。	発注は補助対象期間中に行う必要がありますが、見積書の取得については問題ありません。
8	外貨で支払った場合、証拠書類は何が必要ですか。	領収書等の証拠書類と翻訳、交換レートが確認できる書類が必要です。
9	中古の機械装置、器具備品、車両運搬具等や建物(附属設備他含)は補助対象となりますか。	補助対象となります。 ただし、仲介業者や販売業者を介さず前使用者から直接購入するような場合には、購入予定額が市場価格と比べて適正かどうかを判断するために第三者の参考見積書等が必要となりますので、具体的な必要書類について(公財)京都産業21までお問い合わせください。 一方、機械装置、器具備品、車両運搬具等の中古製品取扱い販売業者や中古物件取扱い不動産業者など仲介業者や販売業者を通じた購入の場合は、新規購入と同様の添付書類で結構です。
10	ホームページの制作等の費用は対象となりますか。	ホームページは、随時更新可能な情報発信の媒体であり、本補助金の対象とはなりません。 一方、設備の稼動にあたって欠かせないソフトウェア(CADやCAM)や生産管理システム等は、設備の一部と見なし、補助対象となります。
11	レンタル事業を営んでいます。レンタル用の物品購入費用は対象となりますか。	購入(リース含む)したそのものを貸出しや販売等によって収益を得る物品については、補助の対象とはなりません。
12	営業用車両を購入予定ですが、対象となりますか。	その用途が対象事業に限定して使用されるという事が判別出来ない、いわゆる普通車等に見られる営業車や商用車両(例:バン等)等については、汎用性が高いものとして対象外となります。

5 交付申請時の提出書類について

	質 問	回 答
1	創業間もない中小企業者等で、決算期を一期も迎えていない場合、決算書(確定申告書)の代わりに、何を提出すればよいですか。	創業時から直近月末までの試算表(収益、費用、資産、負債等の状況がわかるもの)を提出してください。その場合における申請資料で、【第 1 号様式別紙 1】の(2)財務状況の年度決算の各財務項目(①売上高から⑥純資産の部合計まで)は空白にし、その下段の【財務状況に係る補足説明】欄に「創業時から直近月末までの試算表を添付済み」と記載して下さい。
2	創業間もない中小企業者等で、創業から応募までの間に営業実績がなく、直近月末までの試算表が提出出来ないのですが、どのようにすればよいですか。	創業時から直近月末まで営業実績がない場合であっても、設立における元入金(もしくは資本金)の「資産及び資本」の状況が分かる試算表を作成し提出願います。その際の申請資料への記載事項は、5-1 の場合と同じです。
3	個人事業主ですが、確定申告書の写しは、どこまでが必要ですか。	直近での次の書類を提出してください。但し税務署受付印のあるものを提出願います。 ・白色申告の場合 確定申告書(第一表、第二表)、収支内訳書 ・青色申告の場合 確定申告書(第一表、第二表)、青色申告決算書

2015.9.18